

大洲市教育委員会 11月定例会会議録

1 開催の日時及び場所

令和元年11月25日(月) 午後2時00分

大洲市本庁舎別館3階第2会議室

2 定数 5人

3 出席者

教育長	東山宏
教育長職務代理者	西山千春
委員	山内光郎
委員	渡邊ひとみ
委員	吉岡恵一

4 会議に出席した公務員の職氏名

教育部長	井上徹
教育総務課長	城戸弘一
学校教育指導監	井上等之
文化スポーツ課長	村上司
学校給食センター所長	山崎重信
生涯学習課長補佐	石家清
教育総務課長補佐	隅田充
教育総務課主事	清水小百合

5 傍聴人の数 0人

6 開会宣言

教育長 それでは、ただ今から、大洲市教育委員会「11月定例会」を開会いたします。

〔午後2時00分開会〕

7 前回会議録の承認

教育長 まず、「前回会議録の承認」についてお諮りいたします。去る、10月30日開催の定例会の会議録につきましては、すでに事務局から各委員に原案が提示されております。

この原案に対しまして、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

教育長 特に、質疑・意見もありませんので、前回会議録につきましては、原案のとおり承認することにいたします。

8 教育長一般報告

教育長 次に、「教育長一般報告」に移ります。各所属長から順次報告をお願いします。

〔各所属長、順次、「教育長一般報告」を行う。〕

教育長 ただ今の「教育長一般報告」について、質疑・意見等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

教育長 以上で、「教育長一般報告」を終わります。

9 議 事

教育長 「第48号議案 大洲市立幼稚園条例の一部改正について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

〔教育総務課長、「第48号議案」について説明する。〕

教育長 ただ今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。

吉岡委員 提案理由の中に、「大洲市立東大洲こども園の設置に伴い」とありますが、喜多幼稚園と肱北保育所の名前は、大洲市立東大洲こども園に決まったのか、お伺いします。

教育総務課長 喜多保育所が別にありますので、地名にすれば混同しないのではないかとということで、東大洲こども園に決められています。

吉岡委員 今度の認定こども園の名称が、大洲市立東大洲こども園に変更となる認識でよろしいでしょうか。

教育総務課長 はい。

西山職務代理者 地域とか保護者のご了解は得ているのでしょうか。

教育部長 東大洲こども園については、大洲市条例の中で、福祉部門で決定してまいりますので、教育委員会でお諮りする事項ではないということでご理解いただきたいと思います。

教育長 他に、質疑・意見はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

教育長 それでは、これより採決いたします。
「第48号議案」を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。
〔挙手全員〕

教育長 挙手全員であります。よって、「第48号議案」は、原案のとおり決することにいたしました。
次に、「第49号議案 令和年度大洲市一般会計予算のうち教育費に係る12月補正予算について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
〔教育総務課長、文化スポーツ課長、「第49号議案」について説明する。〕〔教育部長、「喜多医師会駐車場跡地整備工事」について補足説明する。〕

教育長 ただ今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。

吉岡委員 被災児童生徒就学支援事業について、平成30年度は所得制限がないので教育費で良いと思いますが、令和元年度は所得制限をかけるということですので、これは福祉施策になると思いますが、その点をお伺いします。

教育総務課長 準要保護の児童生徒への支援については、教育総務課で対応しております。

吉岡委員 所得制限をかけることになったいきさつについてお伺いします。

教育総務課長 急場は凌げたという考えに基づいているのではないかと思います。

教育長 他に、質疑・意見はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

教育長 それでは、これより採決いたします。
「第49号議案」を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。
〔挙手全員〕

教育長 挙手全員であります。よって、「第49号議案」は、原案のとおり決することにいたしました。
次に、「第50号議案 大洲市指定文化財の解除について」を議題とい

たします。事務局より説明をお願いします。

〔文化スポーツ課長、「第50号議案」について説明する。〕

教育長 ただ今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。
山内委員 高知県の方に移植したということなのか、お伺いします。
文化スポーツ課長 搬出したところまでは確認していますが、移植の確認はしていません。

教育長 他に、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

教育長 それでは、これより採決いたします。

「第50号議案」を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

教育長 挙手全員であります。よって、「第50号議案」は、原案のとおり決することにいたしました。

次に、その他に移ります。各委員さん方、何かありませんか。

山内委員 先日、高砂のグラウンドを視察したときにガラス片が見つかりましたが、その後の対応についてお伺いします。また、平野の運動公園の方でもそういったことが起こってくるのではないかと思いますので、どのような対応をするのか、お伺いします。

文化スポーツ課長 10月下旬の視察後、11月に入り週1回、現在までに4回、ガラス片、小石を回収しました。明後日の27日にもう1回作業を行う予定です。その様子を見て、真砂土を入れる、転圧をかけてみるなどの方法で対応したいと考えています。また、平野の運動公園については、現在、陸上競技場の方ですきとりを行っているところですので、同じようなことが起こらないように、施工業者に入念なすきとりを行うようお願いをしています。

教育長 他に、質疑・意見はありませんか。

西山職務代理者 大阪の6年生の少女が無事に見つかってよかったと思っています。今一度、携帯電話やSNSの使用について、保護者と学校が連携してルールをしっかりと確認していただきますようお願いしたいと思います。

学校教育指導監 本日、中学校生徒指導連絡協議会がありましたので、校長先生、生徒指導の先生にお願いをしました。PTA担当者も出席していましたので、保護者に対し周知をするという話をされていました。また、「家族の出番です」の中で、「ご存じですかスマホの統一ルール」と題して、保護者等に対し注意喚起を行うようにしています。

渡邊委員 学校、本人が把握しきれないことがたくさんあると思いますので、今一度、携帯電話を持たせている保護者に対して自覚を持って子供の様子を見ていただくように、保護者の方への指導をお願いします。

学校教育指導監 統一ルールを作っただいていますが、十分に活用されていない現状もありますので、PTAの方にも周知が必要だと考えています。

教育長 他に、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

教育長 次に、事務局はありませんか。

〔なし〕

教育長 それでは次に、「12月定例会」の開催日程についてお諮りします。事務局の原案がありましたら説明願います。

〔教育総務課長、「原案」について説明する。〕

教育長 只今、事務局より説明がありましたが、委員の皆さんの御都合はいかがでしょうか。

〔全委員、原案了承する。〕

教育長 それでは、次回定例会は、12月23日 月曜日 午後2時30分から、この3階第2会議室において開催いたします。

10 閉会宣言

教育長 以上で、本日の議事はすべて終了いたしましたので、これをもって本日の定例会を閉会することにいたします。

〔午後2時40分 閉会〕

上記会議の顛末を記録して、その相違なきことを証するためここに署名する

教 育 長

教 育 長
職務代理者

委 員

委 員

委 員

上記、記録責任者

